下水道使用料体系比較表

		「下水道使用料算定の基本的考え				
	現行体系	方」を踏襲して設定	─────────────────────────────────────		少量・多量使用者に配慮して設定	
		ケース	ケース	ケース	ケース	ケース
		1	2	3	4	5
概要	現行の使用料体系	「下水道使用料算定の基本的考え 方」に基づき、使用料の適正化を 図った案	基本水量を継続して基本使用料、 従量使用料単価を一律改定した案	基本水量を廃止して基本使用料、 従量使用料単価を一律改定した案	基本水量を廃止して少量使用に配慮した案	基本水量を廃止して多量使用に配 慮した案
目標	_	経費回収率100%達成				
基本水量 (継続/廃止)	_	廃止	継続	廃止	廃止	廃止
使用料体系(税抜)	水量区分 (m³/月) 現行 体系 基本使用料 550 1 ~ 5 m³ 0 0 6 ~ 10 m³ 44 44 11 ~ 20 m³ 84 84 使用料 31 ~ 100 m³ 104 31 ~ 100 m³ 129 101 ~ 500 m³ 154 501 m³ ~ 199 20 m³/月使用料 1,610	水量区分 (m²/月) ひ定率 基本使用料 855 155% 1 ~ 5 m² 95 - 6 ~ 10 m² 95 216% 11 ~ 20 m² 90 107% 使 21 ~ 30 m² 145 139% 用 31 ~ 100 m² 240 186% 101 ~ 500 m² 85 55% 501 m² ~ 185 93% 20 m²/月使用料 2,705 168%	水量区分 (m³/月) 2 改定率 基本使用料 825 150% 1 ~ 5 m³ 0 - 6 ~ 10 m³ 65 148% 11 ~ 20 m³ 130 155% 21 ~ 30 m³ 155 149% 31 ~ 100 m³ 195 151% 101 ~ 500 m³ 230 149% 501 m³ ~ 300 151% 20m³/月使用料 2,450 152%	水量区分 (m³/月) 3 改定率 基本使用料 770 140% 1 ~ 5 m³ 50 - 6 ~ 10 m³ 65 148% 11 ~ 20 m³ 120 143% 21 ~ 30 m³ 145 139% 31 ~ 100 m³ 180 140% 101 ~ 500 m³ 220 143% 501 m³ ~ 280 141% 20 m³/月使用料 2,545 158%	水量区分 (m³/月) な定率 基本使用料 855 155% 1 ~ 5 m³ 40 ~ 6 ~ 10 m³ 50 114% 11 ~ 20 m³ 110 131% 使用料 31 ~ 100 m³ 200 155% 101 ~ 500 m³ 235 153% 501 m³ ~ 270 136% 20m³/月使用料 2,405 149%	水量区分 (m²/月) お本使用料 900 164% 基本使用料 900 164% 1 ~ 5 m³ 60 - 6 ~ 10 m³ 75 170% 11 ~ 20 m³ 125 149% 21 ~ 30 m³ 140 135% 31 ~ 100 m³ 155 120% 101 ~ 500 m³ 175 114% 501 m³ ~ 220 111% 20m³/月使用料 2,825 175%
平均改定倍率	_			約 1.5倍		
メリット	_	・参考資料に従った料金設定である。	・一律改定のため、どの使用者に も同程度の負担となり理解が得ら れやすい。	れやすい。	・一人世帯等の少量使用者への負担を軽減できる。 ・標準的使用量である20㎡/月の使用料が現状の約1.5倍になり、比較案の中では最も標準世帯の負担が小さくなる。	・事業所等の多量使用者への負担を軽減できる。
デメリット		・従量使用料について累進使用料制ではなくなるため、節水意識向上などのメリットが失われる懸念がある。 ・調定件数が最も多い21~60㎡を含む世帯への負担が大きくなる。・標準的使用量である20㎡/月の使用料が現状の約1.7倍になり、標準世帯の負担が大きい。	を抱く懸念がある。	・多量使用者への負担が大きくなるため、事業所の需要抑制により有収水量が少なくなる懸念がある。	・多量使用者への負担が大きくなるため、事業所の需要抑制により有収水量が少なくなる懸念がある。	・標準的使用量である20㎡/月の使用料が現状の1.75倍になり、比較案の中では最も標準世帯の負担が大きくなる。

【現行体系について】

- ・当初の使用料条例制定(平成元年度)から消費税によるものを除き、従量使用料の改定は実施していない。
- ・平成18年度に基本使用料を改定し、6~10㎡/月の従量区分を新設した。(当初は基本水量に1~10㎡/月まで含む)